



鳥取県公報

平成17年4月15日(金)
第7678号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（2件）（309・310）（西部総合事務所県民局）..... 1
	身体障害者福祉法による医師の指定（311）（障害福祉課）..... 2
	特定計量器の定期検査の実施（312）（県民生活課）..... 3
	都市計画法第66条による告示（5件）（313～317）（道路建設課）..... 3
	出納長の権限に属する事務の一部の委任（318）（会計管理室）..... 5
選管告示	八頭町及び大山町の町長選挙の開票区の設定（21）..... 6
病院局告	県立病院の非紹介患者初診加算料の額（1）..... 7
示	
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活保安課）..... 7
調達公告	一般競争入札の実施（食の安全推進課）..... 8
	随意契約の相手方の決定（教育委員会図書館）.....10

告 示

鳥取県告示第309号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年6月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年4月15日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

- 1 申請のあった年月日
平成17年4月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひまわり倶楽部
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
曾根 節男
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市上福原五丁目12 - 63
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、知的障害者、心身障害者に対して、就労支援と社会生活支援に関する事業を行い、在宅障害者

のノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第310号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年6月1日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年4月15日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

1 申請のあった年月日

平成17年4月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大山中海観光推進機構

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

石村 隆男

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市旗ヶ崎六丁目2 - 28

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、大山及び中海周辺を訪れる観光客及び大山及び中海周辺で観光関連産業に従事している人々に対して、観光情報の提供、来訪者の利便向上、体験プログラムの提供等に関する事業を行い、大山及び中海周辺地域の知名度向上、来訪者の満足度向上を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第311号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
整形外科	肢体不自由	山上 直樹	鳥取市末広温泉町252 鳥取生協病院
眼 科	視覚障害	馬場 高志	米子市西町36 - 1 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院
眼 科	視覚障害	柿丸 晶子	米子市西町36 - 1 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院
神経内科	肢体不自由	矢野 英隆	米子市両三柳1880 医療法人同愛会博愛病院
眼 科	視覚障害	宮崎 大	米子市西町36 - 1 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第312号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する

平成17年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成17年5月16日（月）	午後1時から 午後3時まで	境港市上道町3000 境港市保健相談センター
〃	平成17年5月17日（火）	午前10時から 正午まで	境港市外江町2062 - 1 境港市外江公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	境港市渡町1356 - 1 境港市渡公民館
〃	平成17年5月19日（木）	午前10時から 午後3時まで	境港市湊町1 境港市境公民館
〃	平成17年5月20日（金）	午前10時から 正午まで	境港市竹内町393 - 2 境港市余子公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	境港市財ノ木町668 境港市中浜公民館
〃	平成17年5月30日（月）	〃	米子市夜見町3001 - 6 鳥取県計量センター米子検査場
〃	平成17年6月1日（水）から同月30日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部県民生活課

鳥取県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業3・4・20号車尾大谷町線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 米子市目久美町及び大谷町地内
 - (2) 使用の部分 米子市目久美町地内

鳥取県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業3・4・8号宮下十六本松線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業3・4・8号宮下十六本松線及び3・4・2号末広古海線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業3・4・4号上町松並線
- 2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

- (1) 収用の部分 平成11年建設省告示第382号の事業地のうち大工町頭地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり告示する。

平成17年 4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・3・2号米子中央線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第318号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成17年 4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務及び委任を受けた出納員

次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。

委 任 さ せ た 事 務	委 任 を 受 け た 出 納 員
恩給法（大正12年法律第48号）第9条ノ3及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）第7条ノ2に規定する届出を恩給受給者の遺族が怠ったことにより発生した恩給の過払いに係る返還金の収納事務	鳥取県総務部福利厚生室 室長補佐 竹内 和久 副主幹 圓山 典子
鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則（昭和62年鳥取県規則第56号）第13条第1項の規定により返還される専修学校等奨学資金の収納事務	鳥取県総務部人権局同和対策課 課長補佐 衣笠 公議 副主幹 古川 義秀
児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項に規定する不正利得の収納事務及び同法第28条に規定する届出を怠つ	鳥取県福祉保健部子ども家庭課 課長補佐 中林 宏敬

たことによる過払金の収納事務	次世代育成係長 前田 陽三
中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）第3条の規定に基づく貸付金の収納事務	鳥取県商工労働部経済政策課 参 事 足立 隆司 金融係長 山田 昇 副 主 幹 福田 憲一
農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金の収納事務	鳥取県農林水産部経営支援課 課長補佐兼 金融係長 圓山 智則
鳥取県漁業研修支援資金貸付規則（平成12年鳥取県規則第96号）第12条の規定により返還される貸付金の収納事務	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 水産振興室長 三木 教立 課長補佐 澤谷 弘道 副 主 幹 鈴木 由香利
久本砕石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成14年（ワ）第182号）の債権差押えに係る収納事務	鳥取県県土整備部市瀬地区生活安定推進室 室 長 衣笠 章 鳥取県県土整備部治山砂防課 採石係長 横山 忠勝
鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）第11条の規定により返還される育英奨学資金、鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号）第14条の規定により返還される進学奨励資金の収納事務	鳥取県教育委員会事務局高等学校課 育英奨学係長 高村 勝 主 事 堂崎 健 主 事 三ツ橋 昇平
鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号）第14条の規定により返還される進学奨励資金の収納事務	鳥取県教育委員会事務局人権教育課 課長補佐兼 人権推進係長 宮城 絵理 主 事 藤岡 仁

2 委任期間

平成17年4月15日から平成18年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、平成17年4月24日執行予定の八頭町及び大山町の町長選挙について次のとおり開票区を設けたので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年4月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

市町村名	開票区名	区域
八頭町	郡家開票区	第1投票区から第19投票区までの区域
	船岡開票区	第20投票区から第29投票区までの区域
	八東開票区	第30投票区から第43投票区までの区域
大山町	中山開票区	中山第1投票区から中山第16投票区までの区域
	名和開票区	名和第1投票区から名和第19投票区までの区域
	大山開票区	大山第1投票区から大山第14投票区までの区域

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第1号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）別表第1の4の表金額欄の額を次のとおり定め、平成17年5月1日から施行する。

平成17年4月15日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

区 分	金 額
鳥取県立中央病院	初診料算定1回につき1,575円
鳥取県立厚生病院	初診料算定1回につき1,575円

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年4月15日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成17年5月25日 午前10時から午後4時 まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階執行部控 室	鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の 各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成17年5月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管 内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 5時間
イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

食品（そうざい・洋生菓子）の衛生規範検査業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

食品（そうざい・洋生菓子）の衛生規範検査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行場所

落札者が所有する検査施設

(4) 業務内容

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条の規定に基づき収去する食品（そうざい・洋生菓子）について、弁当及びそうざいの衛生規範（昭和54年6月29日付環食第161号厚生省環境衛生局食品衛生課長通知）及び洋生菓子の衛生規範（昭和58年3月31日付環食第54号厚生省環境衛生局食品衛生課長通知）に定める方法により、検査を実施するものである。

(5) 業務期間

契約締結の日から平成18年3月20日まで

(6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有する者であること。

(3) 食品衛生法第33条第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者であること。

(4) 平成17年4月15日（金）から同年5月27日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部食の安全推進課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部食の安全推進課

電話 0857 - 26 - 7284

(2) 入札に関する説明会等

実施しない。

(3) 仕様書の交付方法

仕様書は、平成17年4月15日（金）から同年5月20日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/shokunoanzen/koukoku.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、(1)の場所で同年4月15日（金）から同年5月20日（金）までの間交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年5月27日（金）午後1時30分（ただし、郵便による入札書の受領期限は、同月26日（木）午後5

時までとする。)

鳥取県庁第24会議室（第2庁舎5階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年5月23日(月)午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及びこの公告に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立図書館新図書館システムの賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成17年3月24日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 鳥取県立図書館新図書館システム共同企業体
鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 契約金額 | 133,007,580円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立図書館総務課
鳥取市尚徳町101 |